

平成26年 第15回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成26年10月9日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成26年10月9日

東京都教育委員会第15回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第98号議案

平成27年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

第99号議案

平成27年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について

第100号議案

特別免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第101号議案及び第102号議案

東京都公立学校長の任命について

第103号議案から第106号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

委員長	木村 孟
委員	竹花 豊
委員	乙武 洋 匡
委員	山口 香
	(欠席)
委員	遠藤 勝 裕
委員	比留間 英 人

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	比留間 英 人
	次長	松 山 英 幸
	教育監	高 野 敬 三
	総務部長	堤 雅 史
	都立学校教育部長	早 川 剛 生
	地域教育支援部長	前 田 哲
	指導部長	金 子 一 彦
	人事部長	加 藤 裕 之
	福利厚生部長	高 畑 崇 久
	教育政策担当部長	白 川 敦
	教育改革推進担当部長	出 張 吉 訓
	特別支援教育推進担当部長	松 川 桂 子
	指導推進担当部長	鯨 岡 廣 隆
	人事企画担当部長	粉 川 貴 司
(書 記)	総務部教育政策課長	壹貫田 剛 史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成26年第15回定例会を開会いたします。

なお、本日は山口委員から御都合により御欠席との届出を頂いております。

次に、取材・傍聴関係でございます。取材は、読売新聞外4社、合計5社からの申込みがございました。個人は、合計7名の傍聴の申込みがございました。いかがでございましょうか。入室をしていただいでよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、よろしくお願いいたします。

日程以外の発言

【委員長】 議事に入ります前に、一言申し上げます。

東京都教育委員会定例会においては、これまで議事を妨害する行為に対して、東京都教育委員会傍聴人規則第7条第1項に基づき退場命令を出してきたところでありますが、こうした事態が生じたことは、誠に遺憾であります。

今後も傍聴人規則に違反する行為があり、一度注意を促しても、なお違反行為を行う場合には退場を命じます。

特に誓約書の内容を守ることなく議事を妨害する行為を行い、退場命令を受けた者に対しては厳正に対処し、必要に応じて法的措置をとらせていただきますので、この点につきましてはくれぐれも御留意ください。

なお、傍聴人が教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぎ速やかに着席しないと行った行為や、速やかに退室しないと行った行為も議事を妨害する行為に当たり、退場命令の対象となりますので、この点につきましても御承知おきいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、遠藤委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 次に、前々回平成26年8月28日開催の第13回定例会の会議録であります。先にお配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認を頂きたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

次に、前回平成26年9月11日開催の第14回定例会会議録が机上に配布されておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。よろしくお願いたします。

引き続きまして、非公開の決定であります。本日の教育委員会の議題のうち、第101号議案から第106号議案及び報告事項（1）につきましては人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件についてはそのように取扱いをさせていただきます。

委員長の選挙

【委員長】 次に、委員長の選挙であります。委員長の任期につきましては、法律で1年と決められておりますので、今回の定例会において委員長の選挙が必要となっております。この点について、まず総務部長から説明をお願いいたします。

【総務部長】 木村委員長の委員長としての任期が、平成26年10月19日までとなっておりますので、本日、委員長の選挙をお願いしたいと存じます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条により、委員長は、教育長以外の委員の中から選挙することとなっております。また、委員長の任期は1年でございます。よろしくお願いたします。

【竹花委員】 木村委員長に引き続きお願いするのが適切かと存じますが、いかがでしょうか。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、皆様

から御推挙いただいたということでございますので、平成26年10月20日以降も引き続き委員長を務めさせていただくことにいたします。よろしく御協力のほどお願いいたします。

議 案

第98号議案

平成27年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について

【委員長】 第98号議案、平成27年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等について、説明は都立学校教育部長、よろしく申し上げます。

【都立学校教育部長】 それでは、御説明をいたします。第98号議案資料を御覧ください。第98号議案は、平成27年度東京都立高等学校等の第一学年生徒の募集人員等を定めるものでございます。

まず、記書きのところでございます。

I「高等学校」の1【全日制課程】でございます。9月11日の教育委員会で御報告いたしました都内公立中学校卒業予定者の受け入れ分担数についての公私合意に基づきまして、全日制各校の具体的な募集人員を定めております。

(1) 募集概要でございますけれども、学校数は173校で平成26年度と変更はございません。学級数は1,081学級で5学級の減でございます。募集人員は4万2,225人で200人の減でございます。

(2) 募集学級の増減を行う高校でございます。都内公立中学校卒業予定者の減少等に対応するため、学校施設の状況等を踏まえまして、次の高校の各学科につきまして募集学級の増減を行うものでございます。アは学級減でございます。卒業予定者数の動向に応じまして過去に一時的に学級増を行った学校15校につきまして、各校1学級、計15学級の減を行うものでございます。2ページを御覧ください。イに示しますのが学級増を行う学校でございます。先ほどの学級減を踏まえまして、一部の学校で学級増を行う必要がございます。対象校につきましても、地区ごとの公立中学校卒業

予定者数の動向、地域バランス、施設面での条件等を考慮いたしまして10校を選定し、それぞれ1学級ずつ10学級の増としてございます。

(3) 国際バカロレアコース特別枠の募集人員でございます。国際高校におきまして平成27年度から新たに国際バカロレアコース特別枠の募集人員を設けまして、入学者選抜を実施するものでございます。募集人員は二つの区分に分けまして、日本人生徒募集が、4月入学15人、9月入学3人、計18人でございます。外国人生徒募集が、4月入学5人、9月入学2人、計7人とそれぞれ設定してございます。

(4) 都内にお住まいの外国籍の方で在日期間が3年以内などの資格に該当いたします、在京外国人生徒対象の募集人員でございます。従来から、田柄高校、飛鳥高校、国際高校に募集枠を設定しておりますが、応募状況を踏まえまして、田柄高校の普通科の4月入学で1人、外国文化コースの4月入学で4人の増、飛鳥高校の4月入学で5人の増をそれぞれ行うものでございます。なお、国際高校の9月入学につきましては、国際バカロレアコース特別枠の募集に伴いまして5人の減を行います。合計募集人員は81人ございまして、今年度と比較いたしまして5人の増でございます。

3ページを御覧ください。2【定時制課程】でございます。(1)が学年制、(2)が単位制でございます。いずれも今年度と比較して募集人員の変更はございません。

また、その下の3【通信制課程】でございますが、こちらも募集人員は今年度と同数でございます。

4ページを御覧ください。4【専攻科】でございます。専攻科は、高等学校卒業予定者等を対象といたしまして高校に設置してございまして、都立高校では平成13年度から科学技術高校に機械情報デザイン科と化学環境システム科を設置してございます。現状といたしまして、高校から大学、専門学校に比較的容易に進学できるようになったことなどから、専攻科は定員割れが続いておりました。このため、既に昨年度に、平成27年度から募集停止することを御決定いただいております。昨年度の募集人員の公表の際に募集停止予定校と発表してございます。今回は募集停止として発表するものでございます。

II「中学校及び中等教育学校」でございますが、いずれも今年度の募集学級、募集

人員と、変更はございません。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして何か御質問・御意見等ございますか。

【乙武委員】 全日制に関しては、人口の増減などにより学級数の増減があるという事情は理解できたのですが、であるとする、この定時制と通信制が特に増減がないというのはどのような論理なのでしょう。

【高等学校教育課長】 全日制は今御説明させていただいたとおりでございますが、定時制につきましては、全日制の方で残念ながら不合格となられた方が一部また受検をして来られているという実態がございます。平成23年に1度、当時設けていた募集枠でありまして一時的に300名ほどの方が定時制にも3月まで入学ができない、3月の時点で募集枠を超えるということがございました。そのときに枠を見直しいたしまして、現状の枠ができています。そういう意味で、残念ながら、どうしても全日制に行きたいという方がそういった状態になったときに、やはり定時制の方で就学の機会を確保していきたいということで、現状の枠を維持しているという考え方でございます。

【乙武委員】 よく理解できました。ありがとうございます。

【遠藤委員】 国際高校について基本的なことを伺いますが、国際高校では、今、全体として何人在籍しているのですか。その中で日本人と外国人の比率がどれぐらいなのですか。それから、今度、国際バカロレアコースの中で外国人生徒を募集しますが、外国人の生徒を募集する場合、その試験はどのような形でやるのですか。また、国際高校の授業は、基本的に日本語なのか、あるいは英語等を中心とする外国語なのか、どちらで行っていますか。基本的なことで恐縮ですが、そういったことについてお教えいただきたいと思います。

というのは、私どもの仕事でやっている中で、日本語学校を外国人向けに持っておりまして、特に外国の政府から要請された高校生の日本語教育を行っているものですから、もし私どもで受け入れられないときに、外国の政府から要請された生徒を試験さえ受ければ都立の国際高校に入れるようなことができるのか関心があったものです。

から、全体の様子を少し教えていただければと思います。

【教育改革推進担当部長】 現状では、海外等の生徒が全体の3割程度でございます。

来年の国際バカロレアコースの検査につきましては、前回も御報告しましたが、基本的には英語運用能力検査という形で、通常の入学選抜で使っている英語より若干レベルの高い検査を英語で行います。そのほかに数学等の検査をしていきますが、これは英語あるいは日本語、どちらかを選べる形でやっていきます。面接もそうでございます。そのような形で総合的に生徒の能力を判断していければと考えているところでございます。

【遠藤委員】 在籍している全体の人数は何人ですか。

【都立学校教育部長】 人数につきましては、1学年6学級240人でございますので、3学年で18学級720人という規模でございます。

【遠藤委員】 これは、以前帰国子女向けというもので都立秋川高校がございましたけれども、その発展的解消というふうに受けとめてよろしいでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 発展的解消というわけではないです。秋川高校の場合は全寮制でございましたので、国際高校の場合は全寮制ではございませんので、普通に通学できるお子さんを対象としております。

【遠藤委員】 ここの中に帰国子女枠みたいなものは当然あるわけですね。

【教育改革推進担当部長】 つくってございます。

【遠藤委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 私も気にしているのですが、現在総勢25名を予定していますけれども、将来これを増やしていくことは考えているのでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 人数につきましては、東京に来る外国人等の全体の子供の人数などを換算しながら、25人ぐらいだろうということで考えておりますので、まずやってみて、今後検証していきたいと考えております。

【委員長】 これは国際バカロレアですね。これまで、フレンチバカロレアを受けていた子供たちもある程度いるのですか。その辺のデータは補足してありますか。

【教育改革推進担当部長】 申し訳ございません。

【委員長】 分かりました。ちょっとそれも調べておくといいかもしれませんね。

【教育改革推進担当部長】 はい。

【委員長】 やや余計なことで、申し訳ありませんでした。

ほかに。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については原案のとおりお認めいただいたということで、先に進ませていただきます。

第99号議案

平成27年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について

【委員長】 第99号議案、平成27年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員について、同じく生徒の募集人員の数の問題です。都立学校教育部長、よろしく願いいたします。

【都立学校教育部長】 それでは、御説明いたします。第99号議案資料を御覧ください。第99号議案は、平成27年度東京都立特別支援学校高等部等の第一学年生徒の募集人員を定めるものでございます。

まず、1「募集人員を定める学校・学部・学科」でございます。

(1) 視覚障害特別支援学校でございます。保健理療科はあん摩マッサージ指圧師を養成する学科でございます。理療科は、あん摩マッサージ指圧師に加えまして鍼師、灸師きゅうを養成する学科で、いずれも卒業後に国家資格の取得を目指す教育を行ってございます。資格取得に向け、国から認可を受けた教育課程、施設設備で教育をしており、認可に基づいて募集人員を設定してございます。文京盲学校では、高等部専攻科保健理療科、高等部専攻科理療科、それぞれ2学級16人ずつを募集いたします。八王子盲学校では、高等部保健理療科、高等部専攻科保健理療科、高等部専攻科理療科、それぞれ1学級で8人ずつを募集しております。

(2) 聴覚障害特別支援学校でございます。中央ろう学校は大学進学を目指す中高一貫の学校として設置しております。これまでの応募実績を踏まえまして、中学部で3学級18人、高等部普通科で3学級24人を募集いたします。

(3) 知的障害特別支援学校でございます。知的障害特別支援学校の職業学科でご

ございます就業技術科は、知的障害が軽度の生徒全員の企業就労を目指す学科でございます。これまでの応募実績を踏まえまして、永福学園で10学級100人、青峰学園で4学級40人、南大沢学園で10学級100人、志村学園で8学級80人、また、新たに平成27年4月に設置いたします水元小合学園で8学級80人をそれぞれ募集いたします。また、知的障害が軽度から中度の生徒を対象に企業就労を目指します職能開発科を足立特別支援学校に平成26年度から設置しております。2学級20人を募集いたします。

(4) 病弱特別支援学校でございます。久留米特別支援学校は、全寮制で、継続した健康管理を行いながら教育を実施する学校でございます。これまでの応募実績を踏まえまして1学級8人を募集いたします。

2「募集人員を定めない学校・学部・学科」についてでございます。

(1) 視覚障害特別支援学校から、2ページでございます(4) 知的障害特別支援学校まで掲げてございますが、これらの学校では各学校の障害種別に該当する障害のある生徒が入学を希望する場合、全員の入学を許可していることから募集人員を定めてございません。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして何か御質問・御意見等ございますか。

【乙武委員】 今御説明の後半にありました募集人員を定めない学校に関してですが、私、現実的にその学校のキャパシティーと実際の応募状況がどれぐらいの比率なのかということ把握しておりませんので現実的にあり得ることなのかどうか分かりませんが、学校ですので教室数などのキャパシティーというものはあると思うのです。当然、それを超えて受け入れるということは現実的にできないわけで、最大何名みたいなものを明示する必要はないのでしょうか。

【都立学校教育部長】 物理的なキャパシティーはございますが、今までの応募実績から申し上げまして、定める必要がないということで運用をしております。

【乙武委員】 分かりました。

【特別支援教育推進担当部長】 補足をさせていただきます。知的障害児につきましては大変増加傾向にございまして、入学を希望する者が全員就学をしておりますの

で、実際、普通教室数以上に増えているケースもございますが、特別教室の転用ですとか兼用ですとか、いろいろな形で工夫を行っておりまして、入学を希望される方についてお断りをするということとはございません。そういう意味で上限というものは決めてございませんので、こういった形で募集人員を定めない学校として募集をさせていただきます。

【乙武委員】 追加でよろしいでしょうか。例えば、一番現実的な物理的なキャパシティと、実際の応募の人員数に差がないといいますか、かなりきつきの学校で、あとどれぐらいの余裕があるのでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 学校ごとに見ますと、特に知的障害特別支援学校の場合には増加の度合いが激しいので、余裕があるところは割と少ない状況でございます。ただ、通学の時間等の関係から、どうしても、空いているところに遠いけれども行っていただくということはできませんで、通学区域を決めておりますので、多少余裕がある学校に多いところから動いていただくことはしておりません。ただ、余裕がある学校は非常に少ない状況でございます。

【乙武委員】 そうしますと、私の想定していたよりもかなりきつきの状態なのだということが分かってまいりました。であるならば、なおさら上限は明示しておかないと、募集人員を定めないと明記してあって、これ以上受け入れられないのですということと言えなくなってしまうので、やはり各学校最大の物理的な上限は記した方がいいのかなと、今お話をお伺いして感じていたところではあるのですが、いかがでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 物理的に厳しい状況でございまして、特別支援学校につきましては全員就学ということでやっております、様々な工夫、あと改築ですとか、今、新設校をつくる準備を進めております。必ず入っていただくということで募集人員の上限は定めていないところでございます。

【乙武委員】 とにかく、物理的な条件で足切りをするということなく、全員就学が絶対的なことであり、それに合わせて物理的なものを拡張していくという認識でよろしいですか。

【特別支援教育推進担当部長】 そういった使命でやっております。

【乙武委員】 理解しました。ありがとうございます。

【委員長】 ほかによろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第99号議案についても原案のとおり決定をさせていただきます。ありがとうございました。

第100号議案

特別免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 引き続きまして、第100号議案、特別免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明は人事部長です。よろしく申し上げます。

【人事部長】 では、御説明いたします。この特別免許状の規則の改正につきまして今回提案をするわけですけれども、まず1「教員免許状の種類と現状」を御覧ください。

教員免許状は3種類あります。まず、普通免許状は、全国で有効で、大学で単位を修得して取る免許状でございます。一般的な免許状で、全国で毎年20万件授与されていますが、東京都では2割の約4万件を授与しております。

一番下の臨時免許状を御覧ください。大学で取る免許状は全国なのですが、この臨時免許状は、授与した都道府県の中でのみ有効でございます。これにつきましては全国では1万件を授与しておりますが、東京都では平成25年度で9件を授与しております。これは、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限って、臨時に免許を出すということでございます。

今回、規則改正で御審議いただくのが真ん中の特別免許状でございます。やはり授与した都道府県内で有効ということでございます。これにつきましては、担当する教科の専門的な知識を持っていて、技能を有している。また、社会的信望と教員としての熱意、見識がある者について授与するというところでございますので、単位とかそういうものではなく、専門性、教員としての資質に基づいて授与しております。現在、東京都教育委員会では、規則で定める検定審議会において適格性等を判断して、授与するという手続になっております。これは年2回、4月、9月に授与の機会がございま

す。

2 「特別免許状の授与の状況とグローバル化に対応した教育環境づくり」を御覧ください。

(1) の現在の特別免許状の授与の状況でございますが、東京都教育委員会で授与したのは、平成17年に看護を3件授与したのみでございます。全国の状況を見ていただきますと、これは平成24年度でございますが、全国でも52件という件数でございます。全国で授与が進まない原因でございますが、文部科学省の分析では、授与権者が、これは東京都教育委員会だけではなく全国的に、基準を具体的に定めていない場合や、一方で、これは単位を取らないでその人に授与するわけですから、審査基準が非常に厳格である場合が見られ、授与権者ごとに対応がまちまちであったことが原因として挙げられております。

(2) 国におけるグローバル化に対応した環境づくりでございますが、学校教育の多様化、活性化を図るため、英語を母国語とする外国人等を教員として受け入れ、活用することは極めて有効という見解であります。また、平成30年までには国際バカロレア認定校を200校にする目標を設定しております。そのため、外国人、日本人でも、社会人で専門性がある方については特別免許状を授与して、これを促進することによって学校教育の多様化、活性化を図っていくという考えでございます。

3 「特別免許状の授与に係る国の動き」を御覧ください。平成25年12月に、特別免許状につきましては積極的に授与を行うよう全国の都道府県に依頼しました。続きまして、先ほどお話ししましたように、この審査基準が全国でばらばらでしたので、平成26年6月に文部科学省で授与基準になる指針を作成いたしまして、特別免許状の積極的な授与を促進するように依頼がございました。

4 「特別免許状に関する規則の改正点」、今回審議していただく主な改正内容でございます。まず、授与審査手続の簡素化ですが、先ほどお話ししましたように、これまで、東京都では、規則で定める検定審議会におきまして個別審議を行ってまいりました。これが指針によりまして、面接により確認するということとなります。事務局によって書類審査を行った後、学識経験者による面接によって、より深く授与権者として授与候補者の資質を確認するというところで、今回、改正の内容と考えております。

また、授与の機会は今まで2回だったのですが、1学期、2学期、3学期と考えまして、3回に増やして授与を促進していきたいと思います。さらに有用な知識経験の取扱いを国の指針をそろえるために、例えば600時間以上学校で教えた経験、関わったことがあるとか、あと、専門性の判断で勤務をどうしているかとか、かなり細かい規定がございますので、これについては要綱等で規定をしたいと考えております。

5「面接委員の構成」で、実際に誰が面接を行うかということですが、教育職員免許法の施行規則で定まっております。ここに書いてある「認定課程を有する大学」は免許を出せる大学です。その学長、学部長、それから学識経験者ということで挙げてあります。今回面接で考えていくのは、例えば公立学校から申請があった場合については、学識経験者はその特別免許状の教科に合った学識経験者としまして、その方と大所高所から教員の資質、能力を考えていただくので、大学の学長又は学部長、また、関係する小学校長とか中学校長、その方々で面接を行っていきたいと考えております。

6「規則改正・特別免許状授与のスケジュール」でございますが、今回、この議案として承認していただければ、10月17日に規則を公布・施行いたしまして、もし特別免許状の申請がありましたら来年の4月1日から授与したいと考えております。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして何か御質問・御意見等ございますか。

【乙武委員】 4点お聞かせください。

1点目は、例えば特別免許状を取得した教員は担任なども持つことができるのでしょうか。

2点目は、この特別免許状は任期があるのかどうか。つまり、一旦これをもらえば定年60歳まで教員として過ごすことができるのか。

3点目は、もしかしたら給与は普通免許状の取得者とは異なるのかと思うのですが、それ以外にも何か教員としてやっていく上での差異みたいなものは出てくるのかどうか。

また、定員のようなものは設けるのか。つまり、何百人、何千人という応募がもし

あった場合、適格だと認められるならば何人でも授与することができるのか。

以上4点、お願いできますでしょうか。

【人事部長】 まず1点目ですが、特別免許状は担任を持つことができます。普通免許状と効力は一切変わりません。

2点目の任期ですが、1番を見ていただきますと、普通免許状と同じように10年の期限を設けまして、それで更新ということですので、この免許自体は更新に必要な単位を取っていただくとできるということになります。

また、給与につきましては、この方を常勤で雇うか、それとも講師で雇うかについては、各任命権者が決めることになりますので、処遇についてはそういうことだと思います。

それから、定員ですが、免許の申請がありますと、この面接とか書類で調べまして、それで授与するという形になるのですけれども、免許自体の授与については制限がないのですが、指針で、学校では例えば5割以内とか、外国の方については2割以内とか、任用する方での制限はあります。

【乙武委員】 分かりました。ありがとうございます。

【遠藤委員】 今の乙武委員の質問の延長みたいな形になりますけれども、私は、これを伺ったときに頭の中であったのは、これは非常勤なのだろうなと思いました。要するに、これがグローバル人材への対応ということで、小学校での英語教育とかそういうことでいくと、非常勤を前提なのかなと思いますが、そうすると、こういうことは考えられているのでしょうか。

例えば、非常勤であって兼職は可能なのでしょうか。社会人で商社に勤めていた、あるいは海外生活が長かった人がリタイアして、ほかの仕事をしながら、時間があるからこの特別免許状を受けて小学校の英語教育のお手伝いをするとか、そういうことも可能になるのでしょうか。数の問題もあるのでしょうかけれども、勤務形態が、特別免許状の場合、普通の学校の先生とは違うのではないかというのがちょっと頭に浮かんだことなのですが、その辺はどうなのでしょうか。

【人事部長】 これはあくまでも免許状を出すのが特別免許状なので、勤務の形態は学校で、例えば講師ではどうか、それとも常勤で雇うのか、それは任命権者という

か、雇い入れる側の決めにになります。例えば、今、遠藤委員が言われたように、勤務してしながら時間講師みたいな形で入るとするのは雇い入れる側がどう考えるかによって決まってくるので、そういう勤務形態もあるということです。

【遠藤委員】 分かりました。禁止規定はないわけですね。

【人事部長】 免許法上はないです。

【乙武委員】 先ほど待遇面をお聞きしたのですけれども、もちろん常勤なのか講師のような形なのかによって異なってくるというお話でしたが、それで言うと、普通免許状の取得者に関しても同じことが言えると思うのです。それであれば、例えば同じ常勤だった場合、普通免許状の取得者とこの特別免許状の取得者の給与面は差異はあるのでしょうか。

【人事部長】 免許状については、学校で教えられるということで授与するだけであって、後は学校で決めていくという形になります。例えば私立学校で特別な、理科ですごく専門性が高い方についてどう雇うかというのは、その学校の任用の決まりになっていくと思います。しかし、普通免許状についてはきちんと教職とか教科の単位をしっかりと取っていくわけです。それで、特別免許状については専門性が高く、例えば物理学とかそういう特に優れているものがありまして、面接とか書類によって専門性を見ていきますので、同じような形で教えられるのです。ただ、専門性の点ではやはり一般の普通免許状よりは高いということですので、免許の点からいうと同じということになります。

【乙武委員】 そうすると、雇用側は都になるわけですね。

【人事部長】 これは私立学校も東京都教育委員会の任免もあると思います。

【乙武委員】 公立学校で採用した場合の条件を出すのは都になるわけですね。

【人事部長】 はい、そうです。

【次長】 正規職員で採用すれば正規職員の勤務条件になりますし、非常勤職員で採用すれば非常勤職員の勤務条件になります。

【乙武委員】 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

【竹花委員】 現状を教えてください。今、特別免許状を与えておられる方々は3名で、平成17年度ですから3名はまだ勤務しておられるわけですか。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 ここでいう看護とは、教科「看護」ですから、高校ですね。

【人事部長】 はい、そうです。

【竹花委員】 まだ小・中学校についてはどなたも特別免許状を授与したことがないということなわけですね。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 それから、臨時免許状は、平成25年度9件ですけれども、今この臨時免許状を授与して、現に活動している人は何人ぐらいおられますか。

【人事部長】 臨時免許状につきましては、現在勤務されている方は、公立学校では立川ろう学校で工業の免許を出しているのが1件でございます。後は私立学校で幼稚園、それから高校の看護、外国語のタイ語、インドネシア語、そういったものがございます。あともう一つが、中学校の職業と工業というものがあるのですが、第1級陸上無線技士を持っている方については申請があれば出すことに法律上なっておりますので、この方は実際に勤務していないと思います。

【竹花委員】 無線の人たちは、申請があれば臨時免許状は発行しなければいけないのですか。

【人事部長】 はい。検定をもちろんですけれども、第1級陸上無線技士というものをしていると申請の条件になってきますので、授与することになります。

【竹花委員】 その人はどこで教育をされるわけですか。

【人事部長】 先ほどお話ししました臨時免許状は、基本的には採用者がいて、採用困難ということで臨時免許状を出すわけですけれども、この無線技士につきましては、無線という資格を持っているだけで臨時免許状を出せるということに法律上なっているのです。

【竹花委員】 現にそういう方々は東京都にどれぐらいおられるのですか。私学は別にして、公立でいいです。

【人事部長】 この方たちは、民間とか現在先生ではない方が、例えば会社とか何かで提出すると就職の条件がよくなるとかそういうことでやっていますので、公立学校でこの免許を使っているということはないです。

【竹花委員】 それはないわけですね。そうすると、臨時免許状を授与して、現に今、東京都内の公立学校でお仕事をしている方はおられるのですか。

【人事部長】 これは先ほどお話ししました立川ろう学校で工業の、聾ろうのコミュニケーションをとれる方なので、この方は時間講師で入っております。

【竹花委員】 それは臨時免許状を、その方お一人だけなのですね。

【人事部長】 はい、そうです。

【竹花委員】 分かりました。

今日の議案は、特別免許状に関わるものですね。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 何を議案にするのですか。これは規則を改正するということですか。

【人事部長】 はい、そうです。

【竹花委員】 どこがどう変わるのですか。

【人事部長】 新旧対照表を見ていただけますでしょうか。

まず、第4条関係ですが、今まで年2回だった申請期間が3回になるということがございます。

それから、第6条では有用な知識経験等の判断につきましては、先ほど申し上げました文部科学省の指針が出ておりますので、これは要綱で定めたいということで、第6条の2項を新たに追加しております。

続きまして、第7条から最後までは、先ほどお話ししました審議会の件でございます。指針に基づきまして、検定審議会をやめて面接でお願いしたいということでの改正でございます。

【竹花委員】 なるほど。分かりました。その改正の動機は文部科学省の通達にあるわけですね。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 分かりました。

それで、東京都では、現実には、今、特別免許状を発行しておられる方は看護の3件だけなのですけれども、この規定は確か教育職員免許法ですね。

【人事部長】 はい、そうです。

【竹花委員】 この免許法の中では、どのような場合に特別免許状を出すのかというのはどの条文に書いてありますか。

【人事部長】 どういう場合かということですね。

【竹花委員】 そうです。要は、普通免許状ではない特別免許状を10年を期限にして出すのは、この特別免許状の制度はどのような理由に基づいて出されるというふうに書いてありますか。

【人事部長】 まず、教育職員免許法第4条に種類が書いてありまして、第1項に特別免許状があります。第3項で「特別免許状は、学校の種類ごとの教諭の免許状とする。」ということです。それで、第5条第3項で「特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。」とあります。

【竹花委員】 第5条第3項は分かりました。

その特別免許状がどのような場合に出されるかはどこに書いてありますか。ちょっとそれが発見できないものだから聞いているのです。この「教育免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人を教壇に立たせるため」と書いてあるけれども、そういうことは法律上どこに書いてあるのですか。

【選考課長】 免許状の法律の、先ほど申しました第5条第3項に「特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。」とあります。その後の第5項に、特別免許状を授与する場合、「合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。」。

もう一つは、教育職員検定、第6条でございますが、ここを準用しております。「教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。」、このような教育職員免許法の規定の中で、その人物に特別免許状を授与することが妥当であるかどうかということをおの中でお読み取って、授与するものであります。

【竹花委員】 そうすると、この法律の中には特別免許状を出す場合、こういう場合に出しますよという規定が法律上はないわけですか。規則にもおろしていないので

すか。あるいは、そういう法律がないまま、文部科学省はこの法律の規則を作っていますか。

【委員長】 その辺はどうですか。

【竹花委員】 これは非常に不思議な法律ですね。今の説明のとおりだとすると、特別免許状という非常に例外的な免許状が発行される場合、その手続等を書いてありながら、特別免許状はどんな場合に出すのかということについて書いていないという、本当に面白い法律です。

【選考課長】 失礼いたしました。先ほど言った第5条第3項の後の第4項に「教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。」、その中に二つ分かれておりまして「一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者」、「二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者」。効果的な教育が施せるというものについては認めることができます。その条件は、専門的な知識経験又は技能又は教育に関して熱意と識見を持っている者と書かれております。

【竹花委員】 よく分かりました。

そうすると、この第5条第4項では、「学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合」という基本的な規定があるわけですね。それに基づいて、この法律に基づくといいますか、法律の下位法令、規則とかそうしたものがありますか。

【選考課長】 規則はございません。

【竹花委員】 そうすると、ここの「特に必要があると認める場合」についての、この法律を作ることに関わった文部科学省のこれまでの解釈通達みたいなものはありますか。

【選考課長】 これまで、平成26年の指針が出るまでは特になかったと記憶しております。

【竹花委員】 分かりました。

【人事部長】 すみません。今の件ですけれども、法律で、昭和63年改正で行われて、平成元年の1月13日に文部省の事務次官通達で、「特別免許状につきましては、

学士の称号を有する者であって、担当する教科に関する専門的知識又は技能を有し、社会的信望があり、教員の職務に必要な熱意と識見を持っている者について、任命権者が学校教育の効果的な実施に特に必要とあると認める場合において行う推薦に基づいて、免許状の授与権者が行う教職員検定に合格した者に授与すること。なお、授与権者は、教職員検定において合格の決定をするときは、あらかじめ学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部省令で定める者の意見を聞かなければならないこと。」という通達が出ております。

【竹花委員】 これは昭和63年の法改正に基づいて、この第3項、第4項は設けられたわけですね。

【人事部長】 はい、そうです。

【竹花委員】 そうすると、以前は普通免許状1本であったものが、やはり今の学校教育の中で専門的な知識を持っていて教育をした方が、効果的な実施が可能だ、あるいは効果的な実施をする上で特に必要がある場合があるのだという社会変化といえますか、何の変化か分かりませんが、そのようなことがあった上で、新しく設けられた規定だということなわけですね。

【人事部長】 はい、そうです。

【竹花委員】 なるほど。こういう法律が設けられたのは、経緯は何かあったのですか。そういうものについて、現場から、強い要請があったのでしょうか。

【人事部長】 当時は、専門性がすごく高い人を学校に入れて学校を活性化していくというようなことがありました。しかし、一般的には免許を大学で普通免許の単位で取らなければならないので、そういった形だともう1回やり直さなければならないことになります。これについて、文部科学省でいろいろ検討した結果、こういう形で社会人に学校教育の中に入れていただくというような要請が当時はありました。

【竹花委員】 なるほど。そういう要請があったにもかかわらず、東京都ではこれまで看護の3件を授与しただけだったということなわけですがけれども、それは東京都においては効果的な教育を実施する上で特に必要があるという事情がなかったということですか。

【人事部長】 この件につきましては、先ほど資料でも、例えば審査基準が厳格だ

とかそういうことがあったのですけれども、この昭和63年改正のときは、学校の教員の免許の単位も取るようにということで、単位数が多くなったのです。そうは言いつつも、特別免許状という、要するに単位を取っていない人を学校の中に入れるということで、特別に決まった免許状ということで、そこの折り合いをつけるために審査基準がかなり厳しく、例えばどういう経験があったとか、学校側でもそういったことを普通免許状の人と照らし合わせながら考えていったということで、なかなか簡単には出せないということになっています。

【竹花委員】 その必要があるのに審査基準は厳しいために特別免許状を与えることが少なかったということですか。

【人事部長】 特別免許状の方はそれほど相談が当時はなかったです。

【竹花委員】 当時というのは、今もですか。

【人事部長】 今もないです。しかし、先ほどお話ししましたように、バカロレアなどが全国的な流れで出てきましたので、それにつかましての問合せはあります。最近出てきました。今回こういう文部科学省の指針が出ましたので、私立学校等からも問合せはあります。

【竹花委員】 しりつ学校とは、私立のことですか。

【人事部長】 はい、私立（わたくしりつ）です。

【竹花委員】 私立のことはいいのですけれども、国際バカロレアを設けることでこういうものが出てきたということなのですか。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 文部科学省が示してきた基準はどんな基準なのですか。

【人事部長】 基準としましては、教科に関する専門的な知識又は技能に該当することで、これについては教科に関する事業に関わった経験が最低1学期以上にわたっておおむね600時間以上とか、あと、教科に関する専門分野に関する勤務経験が3年以上だとか、どういうところに勤務しているとか、その例示があります。あと、熱意と見識につかましては任命権者の方から推薦状によって学校教育が効果的に実施されることを確認するということや、第三者の評価を通じた資質の確認につかましては、学識経験者の面接によって資質を確認すること。あと、先ほど申し上げましたよう

に、学校の中で例えば5割以内にする事とか、そういった指針が出ています。

【竹花委員】 なるほど。取りあえず今日私どもが議決を求められているのは規則の改正ですね。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 それを今まで申請が2回だったものを3回にしようということですね。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 それから、もう一つは知識、経験等の取扱いについて別途定めるというのですから、別に定めることですから、その別に定めるときに議論すればいいですね。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 それから、第三者による面接、これも今は検定審議会というものをやっているのですけれども、これとは違ったものを設けるのですか。

【人事部長】 はい、そうです。面接ということですよ。

【竹花委員】 検定審議会は面接をしなかったのですか。

【人事部長】 面接はしなかったです。

【竹花委員】 しかし、審議会に諮問することは変わらないのですか。

【人事部長】 いえ、これ自体を無くすということですよ。

【竹花委員】 そうすると、審議会での審議はやめることにするのですか。

【人事部長】 審査会においては今まで書類の審査とかをしていたのですけれども、それを指針に基づいて事務局で行いまして、本人を呼んで面接することで、特別免許状を出す人について、審査がより深まると考えております。今までは書類審査のため審議会を開いておりました。

【竹花委員】 書類審査や面接を行うのは教育委員会ですね。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 なるほど。審議会の諮問がなくなっていくのでしょうか。

【人事部長】 この検定審議会におきましては、審査を書類審査で行っていたわけです。それで、やはり面接でたっぷり時間をとっていただいて、慎重に判断していた

だくとともに、今まで書類審査に当たりましてはそこでいろいろ説明していたのですが、それにつきましては事務局の方で一定の案を作りまして面接委員の方に見ていただいて、面接委員の方に判断していただいて、結論を出していただくということになりますので、前の審査よりはかなり深まっていくと考えています。

【竹花委員】 しかし、面接は今まで事務方が行っていたわけでしょう。

【人事部長】 いいえ、面接は行っていません。検定審議会で書類とかいろいろ検定をしていったわけですけれども、面接はしていません。

【竹花委員】 教育委員会は、これまでこの看護の3名についても面接をしないまま採用していたのですか。

【人事部長】 面接ということはしないのですが、この方たちに模擬授業をやらせてもらいまして、それを見ていたということはありません。

【竹花委員】 それは現行の規定ではどこにありますか。

【人事部長】 規則にはないです。要綱で定まっていますので。細かいものは要綱で定まっています。

【竹花委員】 ただ、この審議会は、受検者の教育職員としての適格性だとか推薦の正当性だとか、私ども側の、あるいは検定に係る判定の適正性だとか、書類審査とはいいながら、実質的に採用するか否かについて、審議会は部外者の方がおられるのでしょうかけれども、そういう意見を導入することになってはいますけれども、そうした手続が割愛されるわけですか。

【人事部長】 今回、面接委員の構成については施行規則で規定がありますので、5番で書いてありますが、これは教職員免許法施行規則でメンバーが定まっております。これについては変えません。

【竹花委員】 そうすると、この中で面接して得られる受検者の適格性等について、面接にしっかり変えようという話ですか。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 分かりました。この規則そのものの改正は何もそんなに反対するものではないように思いますけれども、要綱にどんなことを定めるのかということとともに、こうした特別免許状を交付する必要性について、少しよく検討してみる必要が

あるかもしれません。看護は分かりやすいものですが、そのほかのものでそのようなものがあるかどうかですね。区市町村の教育委員会も含めて、そうした点での議論もしながら要綱を定めていってほしいと思います。要綱を定める際にはまた教育委員会に上がってくるのでしょうかけれども、十分御検討をお願いいたしたいと思います。

委員長、もう1点よろしいでしょうか。ちょっとこれに関連してなのですが、今、学校教育の現場で、グローバル化に対応した教育環境づくりの中に普通免許状を持たない外国人の方々が、英語教育についてサポートをしているという実態があります。そういう場合も、元来の教員がその場において2人で教えています。その元来の教員の授業をサポートするという形で行われている場合があるのですが、サポートということは必要ないのではないか、任せればいいのではないかという意見もあります。そうした問題について、このグローバル化の対応の中で特別免許状で対応すべきものなのか、外国人には特別免許状を出さないのでしたか。

【人事部長】 いえ、出します。

【教育長】 今、竹花委員から御指摘があった件について、実は同じ問題意識を持っていて、英語教育を充実していかなければならないという大きな命題があると認識しております。英語教育を充実していくときに、多分とるべき一つの方策は、授業の学習集団をもっと小さくしないと実際英語の習得に役立たないだろうと思っています。

これから予算要求等をしていかなければならないのですが、その人員のところを定数や財政問題等も絡んできますので、やはり限界があります。いろいろな既存の人的な資源を活用しながら学習集団を小さくできないかという考え方の一つに、今おっしゃったような方策がかなり有効なのではないかという思いを実は持っていて、そのところを検討することにしております。

あわせて、今こういうお話が出ているのは、教員免許状を持たないけれども学校の授業に様々な形で参加している形態が実は多々あるのです。それがどういう形で参加しているかは、この免許との関係で、これ以外の参加の仕方もありますから、その辺をきちんと一度整理してお示ししたいと思います。この規則改正とは別に、今の実態

でどういうふうになっているかというのを含めてお示ししたいと思いますので、そんな時間をちょっと頂ければと思います。

【竹花委員】 よろしくお願ひしたいと思ひますけれども、法律上も、やはり教育現場で正規の授業を行うのは、原則として普通免許状であり、例外的に特別免許状あるいは臨時免許状を教育委員会の側で付与した者が行うということになっていますので、ここを踏み越えることはなかなか難しいだろうと思ひます。

今の英語教育の問題は、本当に教育長の問題意識のとおりだと思ひますので、ここに「臨時免許状を授与後、普通免許状取得を目指すことが必要である」と書いてあるのですけれども、なぜこのようになっているのかちょっと分かりませんが、そこら辺の問題ややり方を含めて、御検討いただき、また御報告を頂きたいと存じます。よろしくお願ひをいたします。

【乙武委員】 すみません、今のに関連してもう一つよろしいでしょうか。現状では、普通免許状は外国籍の方は取れないのですか。

【人事部長】 取れます。免許状に国籍要件はないです。

【乙武委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員長】 いずれにしても、国の指針がありますね。都はこの4に書いてあるような形で簡素化しようとしています。それと、竹花委員から今御提案のあった、アシスタント・ラングエッジ・ティーチャーの件もあるので、その辺を全部まとめてフロー図を作って、何がどうなっているのだと分かるようにしてください。項目が多過ぎて分かり難いので、何がこういうことを起こさせる原因になったのか、そこまで掘り下げた資料を作ってもらい、後日議論するということはどうでしょうか。それでいいですね。―― 〈異議なし〉 ――では、そういうことでよろしくお願ひをいたします。

これは原案のとおり承認したということにしますが、いろいろ御指摘がありましたし、私個人も若干混乱しています。よろしくお願ひいたします。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

10月23日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 教育政策課長、今後の日程をお願いします。

【教育政策課長】 次回定例会は10月23日木曜日、午前10時より、ここ教育委員会室において行う予定となっております。

私からは以上でございます。

【委員長】 ほかに何かございませんか。

【乙武委員】 お願いしたいのですけれども、教員の評価というものがどのように行われているのかということ、是非、今後の議題として挙げていただきたいと思っております。というのも、例えばいじめの問題があれだけ顕在化してきたときに、まず大きく論点は二つあると思っていまして、どのようにいじめが起こらないようにするのか、そして起こった場合にどのように解決するのかという問題が1点です。

もう1点は、やはり大津の事件もそうでしたけれども、起こったことをなかったことにしようとするというところにも大きな問題があったと思うのです。その理由としては、やはり教員の評価が減点システムになっているからこそ、ああいった隠蔽体質になってしまったのではないかという指摘がありましたけれども、私、実際にそれが本当に減点システムで行われているのかどうか、どのような評価体系になっているのかということは全く分かっていないので、それを一度資料か何かで提示していただいて、果たして今のままでいいのかどうか、教員がより効果的に仕事ができるに当たっては、もっとより良い評価システムがあるのかどうか、それをこの教育委員会の場で検討してみたいと思うのですが、お願いできますでしょうか。

【委員長】 事務局、かなり膨大な資料になるかと思いますが、準備できますか。

【教育長】 現状、このような評価を行っているということをきちんと整理して、お示ししたいと思います。

【委員長】 例えば評価項目だとか、そこまで突っ込んでもらわないと議論はできないと思います。

【教育長】 それは大丈夫です。

【委員長】 では、お願いします。

よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは以上で、引き続きまして非公開の審議に移ります。

(午前11時18分)